

# 東京コンシェルジュ付帯の入居者補償制度のご案内

## 入居者補償制度について

- 入居者補償制度(以下「本制度」)は、株式会社トラストインフィニティーが保険契約者となって、さくら損害保険株式会社との間で締結した「家財総合保険」に基づいています。
- 東京コンシェルジュ(以下「本サービス」)にご加入されたお客様(賃貸借契約書に記載されているご入居者様)は、本制度の被保険者(補償を受けられる方)となります。
- 本制度の保険料は弊社が全額を負担し、被保険者のご負担はありません。
- 本制度の補償期間は、対象となる賃貸住宅の入居日から退去日までの期間となります。対象となる賃貸住宅を退去された場合、管理会社の変更などにより入居されている賃貸住宅が本制度の対象でなくなった場合、または保険契約者が本契約を継続しなかった場合もしくは本制度を解約した場合は、補償が終了します。
- 本制度の詳しい補償内容については、パンフレットをご参照ください。

## ご注意いただきたいこと

- 家財総合保険の保険証券は保険契約者が保管し、ご入居者様には交付されません。
- 次の場合にはご連絡ください。
  - 1.ご利用になる戸室内に持ちこむ家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約を締結した場合は、必ず引受保険会社にご連絡ください。
  - 2.本制度で補償される損害が生じた場合は、ただちに引受保険会社にご通知のうえ、その後の処理についてご相談ください。
    - ※事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。
    - ※保険金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効によって消滅します。
- 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社に連絡してください。引受保険会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。
- 東京コンシェルジュの改訂に伴い、本制度の補償内容が変更することがあります。

## このお部屋には以下の補償がセットされています。

保険金	項目	保険金額(支払限度額)
損害保険金・費用 (普約)	家財補償	20万円(地震火災・水災の補償は含まれません)
	残存物取片づけ費用	実費(損害保険金×10%限度)
	失火見舞費用	1被災世帯20万円×被災世帯数 (1事故につき保険金額×20%限度)
費用保険金 (特約)	修理費用	実費(1事故100万円限度)
	加害事故法律相談費用	実費(1相談6万円/1事故10万円限度)
損害賠償保険金 (特約)	借家人賠償責任	損害賠償金額(1事故2,000万円限度) 破損・汚損損害等補償特約(1事故100万円限度)
	個人賠償責任	損害賠償金額(1事故2,000万円限度)

### ※補償の重複について

被保険者またはそのご家族の方がご契約された他の保険契約等で、上記特約の費用補償・損害賠償補償と同種の補償に加入されている場合、支払保険金の限度額は、各保険契約等で補償される保険金額・支払限度額を合算した金額となります。

### 事故や補償に関するお問い合わせ先

〈引受保険会社〉  
さくら損害保険株式会社  
東京都豊島区東池袋1-12-5 東京信用金庫本店ビル10階

**TEL 0120-666-814**

〈保険契約者〉  
株式会社トラストインフィニティー

〈取扱代理店〉  
株式会社Hパートナー